

船橋市
指定管理者制度ガイドライン
～導入検討編～
【第8版】

船橋市 企画財政部 行政経営課

令和8年4月

目次

はじめに	2
第1 指定管理者制度の概要	4
1 指定管理者制度とは	4
2 公の施設とは	4
3 指定管理者制度と業務委託の違い	4
第2 指定管理者制度導入検討の流れ	6
第3 指定管理者制度導入検討	7
1 指定管理者制度導入の基本的な考え方	7
2 検討項目	7
第4 事業の枠組みの検討	10
1 指定期間	10
2 複合施設や類似施設の一体管理	10
3 利用料金制の導入	10
4 募集方法	11
5 指定管理者に行わせる業務	11
6 サービス水準の確保	12
7 指定管理料の積算	12
第5 サウンディング型市場調査	13
1 サウンディング型市場調査とは	13
2 実施目的	13
3 実施対象施設	13
4 実施方法	13
第6 指定管理者制度導入検討に係る留意事項	16
1 指定管理者制度関係各課との協議・共有	16
2 政策決定	16

はじめに

本ガイドラインは指定管理者制度を運用するに当たっての市の基本的な考え方、標準的な手続等を定めたものです。

これまで本市では指定管理者制度の手続や運用について「指定管理者制度事務手続マニュアル（平成29年4月）」を定めていましたが、導入検討についても基本的な考え方等を定め、制度全般について取りまとめたものです。

本ガイドラインは導入検討編、導入手続編、運用編、資料集から構成しています。運用の各段階において適切に活用してください。

導入検討編は、制度導入又は更新の政策決定前における導入に係る基本的な考え方や検討方法を示すものです。

各施設所管課においては本ガイドラインを踏まえて、それぞれの公の施設の状況に応じて、検討してください。

第1 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、「公の施設」の管理手法の一つであり、議会の議決を経て行う「指定」という行政処分により、公の施設の管理を民間事業者等に行わせることができる制度です。

2 公の施設とは

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設を指します（地方自治法第244条第1項）。

例えば庁舎のように公の目的のために設けられたものであっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではなく、また、競馬場のように住民の利用に供するための施設であっても、直接住民の福祉を増進するためのものでない施設は公の施設には該当しません。

〈公の施設の要件〉

- ・設置及びその管理に関する事項が条例で定められていること。（法令に特別の定めがあるものを除く）
- ・住民の利用に供するための施設であること。
- ・当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。
- ・住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること。
- ・普通地方公共団体が設ける施設であること。

〈公の施設の例（総務省が行った「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を参考に分類）〉

- ・レクリエーション・スポーツ施設…体育館、武道場、競技場、プール 等
- ・産業振興施設…産業情報提供施設、展示場施設 等
- ・基盤施設…公園、公営住宅、駐車場・駐輪場 等
- ・文教施設…図書館、博物館、公民館 等
- ・社会福祉施設…病院、診療所、特別養護老人ホーム 等

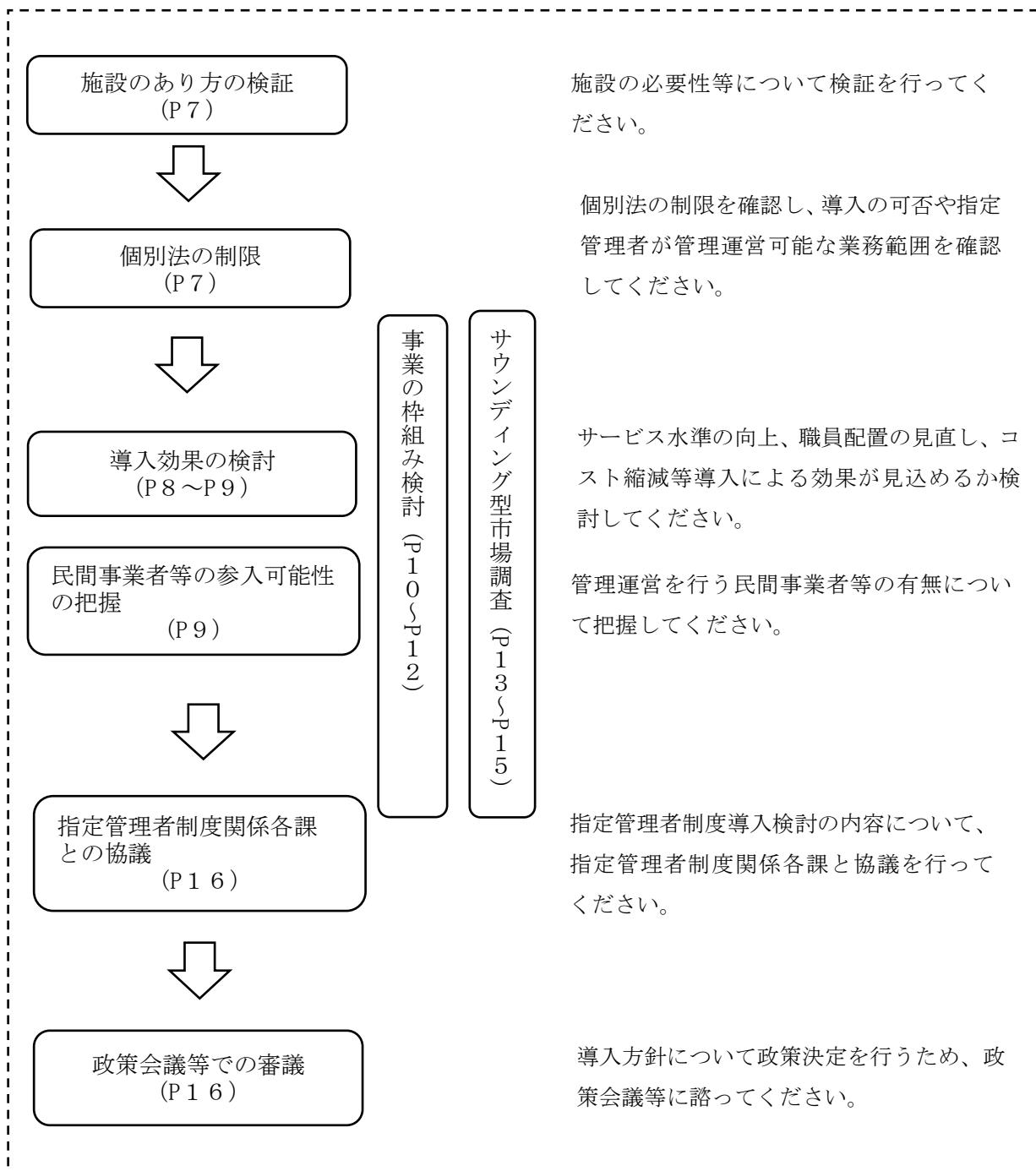
3 指定管理者制度と業務委託の違い

公の施設の管理運営手法として、指定管理者制度以外に業務委託の方法も考えられます。指定管理者制度と業務委託との違いについては、一般的に次の表のように整理することができます。

	業務委託	指定管理者制度
受託主体	限定されない	法人その他の団体
受託者の決定	議会の議決は不要	議会の議決を経て決定
法的性格	私法上の契約に基づく個別の事務又は業務執行の委託	指定により、公の施設の管理権限を委任

事業運営の 独自性	事業者の業務は仕様の範囲内に 限定されます	事業者の自主性・独自性を活用しやすい
管理権限	地方公共団体が有します	指定管理者が有します
使用許可	受託者が行うことはできません	指定管理者が行うことができます
利用料金制	採用することができません	採用することができます
目的外使用許可	受託者が行うことはできません	指定管理者が行うことはできません

第2 指定管理者制度導入検討の流れ



第3 指定管理者制度導入検討

1 指定管理者制度導入の基本的な考え方

制度導入の方向性は次の検討項目について検討を行い、総合的に判断してください。

特に公の施設の新設・建替えを行う場合、指定管理者制度をはじめとする民間活力の活用を検討してください。

〈検討項目〉

- (1) 施設のあり方
- (2) 個別法の制限
- (3) 導入効果
- (4) 民間事業者等の参入可能性

各項目の検討に当たっては、「第4 事業の枠組みの検討」、「第5 サウンディング型市場調査」を参考に行ってください。

2 検討項目

(1) 施設のあり方

施設のあり方について、次の視点に基づき検証を行ってください。

●施設の設置目的

施設の設置条例に規定されている設置目的、運営状況を踏まえ、本市における施設の必要性をあらためて検証してください。

●施設の配置

「船橋市公共施設等総合管理計画」に基づく、施設の再配置（統廃合、複合化、転用、廃止）の方向性を踏まえ、制度導入の適否について検証してください。

(2) 個別法の制限

個別法により指定管理者制度導入に関する制限がないか、管理運営主体が限定されていないか確認をしてください。

〈管理運営主体が限定されている例〉

●学校教育法 第5条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

●道路法 第16条第1項

市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

道路等は、国からの通知により指定管理者による管理運営が可能な業務範囲が示されているので、その範囲内で制度導入について検討してください。

〈指定管理者が行う業務範囲が限定されている例〉

指定管理者制度による道路の管理について（抜粋）

（H16.3.31、国道政第92号、国道国防第433号、国道地調第9号）

指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務及び行政権の行使を伴う事務以外の事務であって地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。

（3）導入効果

導入によって見込まれる効果について、次の検討の視点に基づき、その他の管理運営手法と比較検討をしてください。

〈検討の視点〉

●市民サービスの向上

利用者を始めとした市民ニーズを把握し、市民サービスの向上が図れるか検討をしてください。

・サービス水準の向上が可能か。

（例）開館時間の拡大、利用者ニーズに基づく事業の実施

民間ノウハウ、専門性を活かした質の高いサービスの提供

・新しいサービス展開が期待できるか。

（例）施設の空き時間・スペースを活用したサービスの提供、事業の実施

民間独自のネットワークを活用した事業の実施

●コスト縮減

コスト縮減効果が見込めるか検討をしてください。

・効率的な管理運営によるコスト縮減が可能か。

・施設稼働率向上によるコスト縮減が可能か。

※「第4 事業の枠組みの検討」2 複合施設や類似施設の一体管理、3 利用料金制の導入、7 指定管理料の積算を検討の上、見込めるコスト縮減効果について算出してください。

●職員配置の見直し

職員配置について見直しが図れるか検討をしてください。

・施設及び施設所管課における職員数の縮減が可能か。

※「第4 事業の枠組みの検討」5 指定管理者に行わせる業務、6 サービス水準の確保を検討の上、引き続き市で行う業務や新たに発生する業務に必要な人員数について留意し、職員配置の見直し効果について検討してください。

〈その他管理運営手法との比較〉

個別法において定める制度等と導入効果について比較をしてください。

〈個別法において定める制度〉

個別法において定める指定管理者制度以外の手法により、管理運営を民間事業者等に行わせることができる。

（例）公営住宅法における管理代行制度

（4）民間事業者等参入の可能性

施設の管理運営を行う民間事業者等の参入の可能性について把握してください。

- 他自治体での同種の施設における指定管理者制度の導入事例の調査
- 民間事業者等による同種のサービスの提供事例の調査
- サウンディング型市場調査

第4 事業の枠組みの検討

事業の枠組みについて検討してください。導入検討段階において検討が必要な項目は次のようなものが考えられます。

1 指定期間

長期間管理運営を委ねることによる安定的な管理運営と定期的な見直しの必要性の視点から、施設の目的や態様等を考慮し指定期間について検討してください。

本市の場合、施設の管理運営に特段の支障がない場合の指定期間は原則5年間としています。ただし、次の場合については、5年に限らず指定期間を設定することができます。この場合、施設所管課は事前に行政経営課と協議してください。

- ・ノウハウの蓄積等、継続的に専門性の高い人材の確保を要する施設
- ・施設の統廃合や改築・大規模改修等、施設の大幅な見直しが予定されている施設
- ・指定管理者と利用者、地域、団体等の信頼関係が特に重要である等、同一の指定管理者がある程度長期間にわたって管理運営を行うことが利用者サービスの向上につながる施設
- ・施設の設備投資の回収に5年以上の期間を要する施設
- ・P F I 方式又はP F I 方式と同様の民間活力を導入する手法を採用し、全部又は一部を整備した施設

2 複合施設や類似施設の一体管理

複合施設や複数の施設が隣接しているような場合又は同種の施設が市内に数多くある場合は、より効果的な管理運営を行うため、複数施設の一括した指定管理を検討してください。特に次のような場合、効率的な管理運営や利用者の利便性の向上が見込めるため、一体管理を検討してください。

- 複合施設や複数の施設が隣接しているような場合
（例）船橋市民ギャラリー・船橋市茶華道センター
- 同種の施設が市内に数多くある場合
（例）中央図書館・東図書館・北図書館

単一の施設では導入効果が見込まれない施設についても、一体管理による効率的な管理運営等により導入効果が見込まれないか検討してください。

3 利用料金制の導入

利用料金制とは、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度です。これは指定管理者が自立的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るため創設されました。次のような施設は利用料金制の導入によるメリットが考えられるため、導入を検討してください。

- ・指定管理者の経営努力によるサービス向上や利用者数の増加が期待できる施設
（例）船橋市アンデルセン公園など
- ・利用料金収入により採算が取れるような管理運営をすることに適した施設
（例）船橋市特別養護老人ホーム朋松苑など

4 募集方法

競争性の確保の観点から、原則公募としてください。ただし、次の場合については、公募によらず候補者の選定を行うことができます。この場合、施設所管課は事前に行政経営課と協議してください。

- ① P F I 方式又は P F I 方式と同様の民間活力を導入する手法を採用している施設の選定事業者が、管理運営を含めて一体的に事業を行う場合
- ② 極めて高度の専門性を要すること等の事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合
- ③ 公の施設が民間施設と一体の建物に設置されている場合であって、当該民間施設の管理と一体的に公の施設を管理することが、施設の構造上又は効率性の観点から明らかに合理的である場合
- ④ 施設利用者の処遇・援助を行う施設で、利用者等との高度の信頼関係の構築が求められ、現指定管理者が引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待できる場合
- ⑤ 施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合

5 指定管理者に行わせる業務

指定管理者に行わせる業務について検討してください。

（1）業務内容

指定管理者に行わせる業務内容について次の項目を参考に検討してください。

- 法令により指定管理者が行うことができない業務の整理
（例）・使用料等の徴収または収納の委託（指定公金事務取扱者として指定し、告示を行えば可
※指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度運用マニュアル参照）
 - ・行政財産の目的外使用許可
 - ・地方自治体または長に専属的に付与された行政処分の権限
- 管理運営ノウハウ

（2）業務水準

開館時間や職員配置等、指定管理者に求める業務水準について検討してください。

6 サービス水準の確保

制度導入後、施設の適正かつ確実な管理運営が行われているか、安定した質の高いサービスが提供されているか確認するため、サービス水準の確保の手法について検討してください。

サービス水準の確保の手法の詳細については「運用編」を参考にしてください。

7 指定管理料の積算

指定管理料の積算に当たっては、多角的な視点から合理的な金額を算出するように努めてください。積算の際に配慮すべき視点は次のようなものが考えられます。なお、使用料（利用料）は指定管理料の積算の根拠となるため、使用料（利用料）の見直しが必要な場合、指定管理者制度の導入検討段階において検討を行ってください。

- ・本市または他自治体の類似施設の実績
類似施設の規模や施設特有の事情に配慮し、積算の考え方、管理運営費用等を参考にしてください。
- ・民間事業者等の見積りの結果
複数の民間事業者等から見積書を徴収しその金額を参考とする。民間事業者等の見積り金額に大きな差がある場合はその内容を確認してください。

第5 サウンディング型市場調査

1 サウンディング型市場調査とは

サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」といいます。）とは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。

2 実施目的

- (1) 民間事業者等の参入意向の把握
- (2) 導入に向けた課題やその解決案の把握
- (3) 民間独自の創意工夫・ノウハウ・アイデアを活用した事業創出等の把握
- (4) 早期からの情報提供による民間事業者における検討期間の確保

※地方自治法の規定により指定管理者となれるのは、法人その他の団体と定められていますが、複数の団体がグループを構成して申請をすることもできます。その場合は代表団体の決定、役割分担、責任の所在の明確化等に時間を要するため、早期の情報公開が重要となります。

3 実施対象施設

上記の目的を踏まえ、施設所管課において実施を検討してください。

新規導入検討の施設だけでなく、既に指定管理者制度を導入している施設においても、他自治体類似施設の動向を勘案し、必要に応じて実施を検討してください。

4 実施方法

(1) 民間事業者等の募集方法の決定

サウンディングの実施に当たっては、提案を求める民間事業者等を公募により募集する方法と任意に選定する方法があり、それぞれの特徴は以下の表のとおりです。事業の特徴や段階に応じて適切な方法を選んでください。

	サウンディングに参加する民間事業者等を公募で募集する場合	サウンディングの対象となる民間事業者等を任意に選定する場合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い民間事業者等の意見を収集することが期待できる。 ・公平性かつ透明性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウ等を有すると認められる民間事業者等に対象を絞ることができ、迅速かつ確実な実施が可能。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウ流出の懸念から、民間事業者等が、参加や意見開示に消極的となるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者を選定する際、偏りが出る懸念がある。 ・市が選定した民間事業者等以外の意見

	<p>・期待通りの参加者数が集まらないおそれがある。</p>	<p>を聴取する機会が無い。</p>
--	--------------------------------	--------------------

（2）実施要領の作成

施設所管課において、サウンディングの実施要領を作成してください。実施要領の作成に当たっては次の項目について検討してください。

●解決すべき課題の明確化

対象施設において、解決すべき事項や、民間事業者等の立場から意見を求めたい事項を示すことで、事業化に向けてより有益な提案を受けることができます。

●検討に必要な情報提供

民間事業者等に対する情報提供を円滑に進めるため、施設概要を作成し、事前相談及び現地見学会の開催等を検討してください。

（3）実施要領の公表（公募の場合）・送付（非公募の場合）

実施要領を公表・送付してください。実施要領の公表に当たっては、ホームページへの掲載等で広く周知を図ることで多くの民間事業者等の参加を促すよう努めてください。

（4）質問の受付

民間事業者等からの質問を受け付けてください。

（5）対話の申込み受付 ※公募の場合

サウンディングへの参加を希望する民間事業者等から参加申込書の提出を受け付けてください。参加申込書の受付後、提案者数等を踏まえて日程を調整し、実施日時及び場所を通知してください。

（6）提案書等資料の提出

個別対話の円滑化を目的として、実施要領で示したサウンディングの項目について、提案者から詳細な提案内容を記した資料の提出を求めてください。

（7）個別対話の実施

提案者と個別の対話を実施します。提案者のアイデアやノウハウを保護するため、原則個別に実施してください。なお、個別対話の実施までの期間については、提案者の準備期間等を勘案し決定してください。

（８）結果の公表

個別対話の実施後、民間事業者等が検討を進められるように、対話によって得られた意見等の概要を作成し、ホームページ等で公表してください。

なお、提案者のアイデアやノウハウを保護するため、概要の公表前に各提案者に対して、公表の内容等について確認してください。

※公募によるサウンディング実施にあたりましては、「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」（令和元年10月更新・国土交通省総合政策局）や、「専門家派遣によるハンズオン支援から得られた官民連携事業の具体化のポイント集」（令和3年10月・国土交通省総合政策局）もご参照ください。

第6 指定管理者制度導入検討に係る留意事項

1 指定管理者制度関係各課との協議・共有

施設所管課は、指定管理者制度導入検討にあたり、指定管理者制度関係各課と協議してください。必要に応じて関係各方面に共有を図ってください。

(1) 行政経営課

施設所管課にて検討した指定管理者制度導入検討の方向性について協議してください。

(2) 人事所管課

施設所管課にて検討した職員配置の見直し効果について協議してください。

(3) 財政所管課

施設所管課にて検討したコスト縮減効果・積算した指定管理料について協議してください。

(4) 防災所管課

災害等発生時の施設の役割等について協議してください。

(5) 情報システム所管課

システム機器の活用方法、セキュリティ対策、情報連携方法等について協議してください。

2 政策決定

指定管理者制度導入の方向性について、政策決定をするため、政策会議に諮ってください。ただし、教育財産の管理に関することは、教育委員会の職務権限とされていること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号）から教育委員会所管施設においては、指定管理者制度導入の方向性を教育委員会において決定してください。

なお、教育委員会所管施設であっても、予算を調製し及びこれを執行することは市長の事務とされていること（地方自治法第149条第2号）から、政策会議において審議したのち、最終的な政策決定を教育委員会にて行ってください。

導入を見送った施設についても、定期的に制度改正・利用者ニーズの変化・他自治体の導入状況等の動向の把握に努め、導入を見送った要因に変化があった場合、PFI や業務委託等の指定管理者制度以外の管理運営手法を含め、再度導入に向けた検討を行ってください。